

騒音規制法・振動規制法による規制・指導の概要 R4.12

相模原市における騒音規制法及び振動規制法にかかる届出や規制基準等についてまとめたものです。騒音規制法及び振動規制法に定める特定建設作業については別の概要書を参照してください。

なお、騒音規制法及び振動規制法は都市計画法に定める工業専用地域及び緑区のうち城山、津久井、相模湖、藤野地区については規制の対象外となっています。また、前記以外の規制の対象となる地域を指定地域といいます。

規制の対象となる地域（指定地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・緑区（城山、津久井、相模湖、藤野地区を除く。） ・中央区並びに南区（工業専用地域を除く。）
------------------	---

注意 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）では相模原市全域が規制の対象となっていますので、基準値等については併せて列記しています。

1 特定施設を設置するものの義務

騒音規制法・振動規制法では、工場又は事業場に設置されている施設のうち著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設として定めています。特定施設を設置する者に対するの規定は以下のとおりです。（特定施設の一覧は資料1を参照してください。）

種類	騒音規制法	振動規制法
特定施設設置等の届出の義務	法第6条、法第7条、法第8条、法第10条、法第11条	法第6条、法第7条、法第8条、法第10条、法第11条
規制基準の遵守の義務	法第5条	法第5条
公害防止組織の整備の義務	特定工場における公害防止組織に整備に関する法律	
公害防止管理者の選任等の届出義務		

2 届出

(1) 騒音規制法における届出

届出の種類	届出を必要とするとき	届出の時期
特定施設設置届出書 (法第6条)	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置するとき	特定施設の設置工事開始日の30日前まで
特定施設使用届出書 (法第7条)	新たに指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しているとき ある施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置しているとき	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
特定施設の種類ごとの数の変更届出書 (法第8条)	特定施設の種類ごとの数を変更するとき *特定施設の種類ごとの数を減少する場合又は、届け出た数の2倍以内に増加する場合は届出不要である。	変更に係る工事開始日の30日前まで
騒音の防止の方法の変更届出書 (法第8条)	既に届出を行った騒音の防止の方法を変更するとき *騒音の大きさの増加を伴わない場合は届出不要である。	変更に係る工事開始日の30日前まで
氏名等変更届出書 (法第10条)	以下の内容を変更したとき ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・工場又は事業場名称及び所在地	変更の日から30日以内
特定施設使用全廃届出書 (法第10条)	特定施設の全ての使用を廃止したとき	全廃した日から30日以内
承継届出書 (法第11条)	特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき 届出者について相続又は合併があったとき	承継があった日から30日以内

(2) 振動規制法における届出

届出の種類	届出を必要とするとき	届出の時期
特定施設設置届出書 (法第6条)	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置するとき	特定施設の設置工事開始日の30日前まで
特定施設使用届出書 (法第7条)	新たに指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しているとき ある施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場（その施設以外の特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置しているとき	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内
特定施設の種別及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届出書 (法第8条)	特定施設の種別及び能力ごとの数を変更するとき *既に届出されている特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合は届出不要である。 特定施設の使用の方法を変更するとき *既に届出されている特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は届出不要である。	変更に係る工事開始日の30日前まで
振動の防止の方法の変更届出書 (法第8条)	既に届出を行った振動の防止の方法を変更するとき *振動の大きさの増加を伴わない場合は届出不要である。	変更に係る工事開始日の30日前まで
氏名等変更届出書 (法第10条)	以下の内容を変更したとき ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・工場又は事業場名称及び所在地	変更の日から30日以内
特定施設使用全廃届出書 (法第10条)	特定施設の全ての使用を廃止したとき	全廃した日から30日以内
承継届出書 (法第11条)	特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けたとき 届出者について相続又は合併があったとき	承継があった日から30日以内

(3) 各種届出に添付する書類

届出の種類 添付書類	設置届出	使用届出	変更届出				使用全廃届出	承継届出
			数等	防止方法	使用方法	氏名等		
特定施設の配置図	○	○	○	○	○	×	×	×
工場等及びその付近の見取図	○	○	○	○	○	×	×	×
騒音（振動）の防止の方法	○	○	○	○	×	×	×	×

その他必要な書類（カタログ等）の添付をお願いします。

(4) 届出部数

2通（正本1通及びその写し1通。氏名等変更届出書、特定施設使用全廃届出書及び承継届出書の写しは控えとして受付時に返却します。それ以外の届出書については、審査の後、受理書とともに返却します。）

3 規制基準

騒音規制法及び振動規制法では、特定施設を設置している工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）に対して敷地の境界線における大きさの許容限度として規制基準を設けています。一方、県条例では全ての工場又は事業場に対して敷地の境界線における大きさの許容限度として規制基準を設けています。下記の規制基準の表は、騒音規制法及び振動規制法の規制基準に加えて、県条例の規制基準も列記しています。騒音規制法及び振動規制法の指定地域外であっても工場又は事業場の場合は県条例の規制基準が適用となりますのでご注意ください。

(単位 デシベル)

時間の区分			騒音			振動		
			昼間	朝夕	夜間	昼間	夜間	
法令	地域の区分		8時～ 18時	6時～ 8時 18時～ 23時	23時～ 6時	8時～ 19時	19時～ 8時	
			騒音規制法	振動規制法	県条例	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50				45	65	55
都市計画区域で用途地域として定められた地域以外の地域 (その他の地域)	55	50				45	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60				50	65	60
工業地域	70	65				55	70	60
工業専用地域	75	75				65	70	65

備考1 騒音の単位「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベル、振動の単位「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いることとする。

3 騒音の測定の方法は、当分の間、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

5 振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

(単位 デシベル)

指示値の差	補正值
3	3
4 5	2
6 7 8 9	1

6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれらに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

7 この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音及び振動については、適用しない。

4 勧告、命令

(1) 計画変更勧告（騒音規制法第9条、振動規制法第9条）

特定施設の設置又は変更の届出に関し、その内容が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、計画の変更を勧告することがあります。

(2) 改善勧告（騒音規制法第12条、振動規制法第12条）

特定工場等から発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境がそこなわれていると認められるときは、特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用方法若しくは配置の変更を勧告することがあります。

(3) 改善命令（騒音規制法第12条、振動規制法第12条）

計画変更勧告に従わず特定施設を設置しているとき、又は上記勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることがあります。

5 報告及び検査

(1) 報告（騒音規制法第20条、振動規制法第17条）

特定施設の設置者に対して、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。

(2) 検査（騒音規制法第20条、振動規制法第17条）

特定工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査することがあります。

6 罰則（騒音規制法第29条～第33条、振動規制法第24条～第28条）

届出を怠ったとき、改善命令に従わないとき、あるいは報告又は検査を拒んだとき等には、罰則を適用することがあります。

7 電気工作物等に係る取扱い（騒音規制法第21条、振動規制法第18条）

電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法で定める施設である特定施設を設置する者については、特定施設の設置・変更届出、勧告等の規定は適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定が適用されます。ただし、騒音及び振動の規制基準を遵守する義務はあります。

8 騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定の工場の設置者には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等の選任及び届出が義務づけられています。

(1) 選任が必要な工場（以下「特定工場」という。）

指定地域内に工場を設置している者で、次の表に掲げる要件のいずれにも該当する場合、設置している施設の種類等に応じて公害防止管理者等を選任する必要があります。

選任が必要な工場の要件		選任する公害防止管理者等の区分		
業種	設置している施設	公害防止管理者		公害防止統括者
		騒音関係	振動関係	
・製造業（物品の加工業を含む。） ・電気供給業 ・ガス供給業 ・熱供給業	液圧プレス（矯正プレスを除く。）のうち、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上のもの	×	○	●
	機械プレスのうち、呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のもの	○	○	●
	鍛造機のうち、落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーであるもの	○	○	●

(注) 1 ○印は選任が必要、×印は選任が不要です。

2 ●印は常時使用する従業員の数が 20 人以下の場合は不要です。

3 公害防止管理者は一定の資格が必要ですが、公害防止統括者は、工場の事業を統括管理する者であれば、特定の資格は不要です。

4 業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼業している場合も対象となります。

(2) 公害防止管理者等の選任

特定工場の設置者（以下「特定事業者」という。）は、選任する公害防止管理者等の区分に従い、管理者・統括者及びこれらの代理者を選任しなければなりません。

(3) 選任等の届出

公害防止管理者等を選任した場合は、次の表のとおり届出を行わなければなりません。

届出の種類	届出が必要な場合	選任期限	届出期限	添付書類	提出部数
選任の届出	公害防止管理者等の選任	◎公害防止統括者とその代理者の選任の場合は、30日以内 (様式第1)	選任、解任又は死亡した日から30日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し	正本1通及びその写し1通
解任の届出	公害防止管理者等の死亡又は解任	◎公害防止管理者とその代理者の選任の場合は、60日以内 (様式第2)			

(4) 承継の届出

公害防止管理者等の選任の届出をした特定事業者に、相続又は合併があった場合には、その旨の届出を行わなければなりません。

区分	地位を承継する事ができる者	届出期限	提出部数
相続	届出をした特定事業者の相続人	遅滞なく (事由が発生した日から概ね30日以内) (様式第3の2)	正本1通及びその写し1通
合併	届出をした特定事業者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人		

9 届出先及び問い合わせ先

- ・ 緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区

相模原市環境経済局環境保全課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 5階

電話：042（769）8241

- ・ 緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

相模原市環境経済局津久井地域環境課

住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2階

電話：042（780）1404

資料1 騒音規制法・振動規制法の特定施設（令別表第1）

特定施設の名称		騒音規制法		振動規制法		備考（用途例）
		号番号	該当要件	号番号	該当要件	
金属加工機械	圧延機械	1-イ	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る			回転する 2 本のロールの間に金属を通過させて塑性加工を行う機械
	製管機械	1-ロ	すべての施設			押し出しや圧延により製造された素材を穴に通して引き抜き加工を行う機械等
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る			金属材料の曲げを行う機械、歪みを矯正する機械
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く	1-イ	矯正プレスを除く	被加工物を押圧するスライドの運動を水又は油の液圧で行い、鍛造、圧搾等を行う機械
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る	1-ロ	すべての施設	被加工物を押圧するスライドの運動をクランクその他の機構で機械的に行うプレスの総称
	せん断機	1-ヘ	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る	1-ハ	原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る	一对のせん断刃が互いに閉じることにより、金属材料を切断する機械
	鍛造機	1-ト	すべての施設	1-ニ	すべての施設	一对の型の間に金属素材を置き、これをおしつぶすことにより所定の形に加工する機械
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべての施設	1-ホ	原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る	線材又は針金を加工してヘアピン、クリップ等の針金製品やケーブル等をつくる機械
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く			砂などの研磨剤を被清掃物に強力に投射し、その衝撃力によって、さび除去等、表面の清掃を行う機械
	タンブラー	1-ヌ	すべての施設			鋳物品を入れ多角形の鉄片と一緒に回転させ表面の清掃を行う機械
切断機	1-ル	といしを用いるものに限る			高速回転する薄い円板状の切削といしにより切断する機械	
空気圧縮機（騒音規制法） 圧縮機（振動規制法）	2	一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（*1）を除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る	2	一定限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するもの（*2）を除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る	気体を機械的に圧縮し、数気圧以上の圧力を発生させる機械 *1：指定なし *2：圧縮方式がスクリー方式であり、型式承認を受けた圧縮機	
送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る			圧縮機に比べ風圧が低いものであって、送風や排風を行う機械	

特定施設の名称	騒音規制法		振動規制法		備考（用途例）	
	号番号	該当要件	号番号	該当要件		
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	3	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限 る	3	原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限 る	【破碎機】 鉱石の粉碎、 化学工場等における原 料の粉碎等を行う機械 【摩砕機】 鉱山、化学 工業等での原料等を 細、微粉碎する機械 【ふるい及び分級機】 ふるいは粒の大きさ、 分級機は比重差により 分粒する機械	
織機	4	原動機を用いるもの に限る	4	原動機を用いるもの に限る	織物を織る機械	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリート プラントを除き、混練 機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもの に限る		コンクリートを構成す る諸材料を集合貯蔵 し、計量し、ミキサー に投入して混練してコ ンクリートを製造する 設備	
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの に限る		骨材を加熱乾燥し、充 填材及びアスファルト 溶液を加えて混合し、 アスファルト合材を生 産する設備	
	コンクリートブロック マシン			5	練りまぜられたコンク リートを型枠に入れて 振動によりコンクリ ートをしめ固める機械	
	コンクリート管製造機 械及びコンクリート柱 製造機械				原動機の定格出力の 合計が 10kW 以上の ものに限る	
穀物用製粉機	6	ロール式のものであ って、原動機の定格出 力が 7.5kW 以上のも のに限る			小麦等を粉にする機械	
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	すべての施設	6-イ	すべての施設	円筒の回転運動により 中に入れた原木の相互 摩擦により皮むきを行 う機械
	チップパー	7-ロ	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの に限る	6-ロ	原動機の定格出力が 2.2kW 以上のもの に限る	バーカーで皮むきした 丸太を放射状に取り付 けられたカッターで切 削する機械
	砕木機	7-ハ	すべての施設			回転する碎木といしの 面に丸太を押しつけ機 械的に摩砕する機械
	帯のこ盤	7-ニ	製材用のものにあっ ては原動機の定格出力 が 15kW 以上のもの、 木工用のものにあっ ては原動機の定格出力 が 2.25kW 以上のもの に限る			帯状ののこを高速運動 させ原木を角材や板材 に加工する機械や木材 を成形加工して木工製 品を製造する機械

特定施設の名称		騒音規制法		振動規制法		備考（用途例）
		号番号	該当要件	号番号	該当要件	
木材加工機械	丸のこ盤	7-ホ	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る			丸のこを高速回転させ原木を角材や板材に加工する機械や木材を成形加工して木工製品を製造する機械
	かんな盤	7-ヘ	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る			材料表面を削り凹凸の平坦化、塗装表面等への下地処理などを行う機械
抄紙機		8	すべての施設			パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械
印刷機械		9	原動機を用いるものに限る	7	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を直接又は間接的に紙・布などに刷り写す機械
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機				8	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る	生ゴムをロールで練りほぐし可塑性を大きくして、そこへ加流用のいおうなど種々の薬品を加えて練り上げる機械
合成樹脂用射出成形機		10	すべての施設	9	すべての施設	スチロール系、アクリル系、ポリエチレン系の樹脂を原料として成形を行う機械
鋳造型機		11	ジョルト式のものに限る	10	ジョルト式のものに限る	鋳物砂を型枠に入れ、振動又は圧縮により鋳型成型する機械

備考 移動式の施設は対象から除かれますが、移動式であっても常時同一場所に定置されているものは施設の対象となります。